

平成26年9月26日

予防接種過誤事案の発生について

上天草市では、予防接種法第2条2項に定める麻しん風しん等の発生及びまん延を予防するため、市内の医療機関に委託して予防接種を実施しております。

このたび、市内の医療機関において、「麻しん風しん第2期」の予防接種に際し、有効期限切れのワクチンを接種するという事案が発生しましたのでお知らせします。

市が実施主体である予防接種に関し、このようなミスが発生させ、市民の皆様にご不安を与え、ご迷惑をおかけしたことをお詫びいたします。現在のところ当該女児の健康状態は良好で異常は認められておりませんが、今後も当該女児の健康状態の把握を定期的に行って参ります。

本市ではこのような事案が再び発生しないよう、医療機関への指導及び過誤防止の研修会を開催し、過誤の再発防止に努めて参ります。

なお、詳細は以下の通りです。

- 1 予防接種実施主体
上天草市
- 2 接種日
平成26年8月12日（火）
- 3 接種方法
上天草市内委託医療機関による個別接種
- 4 過誤の内容
「麻しん風しん第2期」の予防接種ワクチンの有効期限が切れていたもの。
- 5 被接種者
6歳の女児（1名）

6 過誤の経緯

ア 平成26年8月8日に「麻しん風しん第2期」の予約を該当女児の保護者が市内の医療機関へ行う。通常は予約が入ってからワクチンを発注するが、この時は、他の接種予定者のキャンセルがあったため、発注はせずキャンセルされたワクチンを使うことにした。

イ 平成26年8月12日に「麻しん風しん第2期」の接種をするために、該当女児と母親と市内の医療機関へ来院される。

ウ 市内の医療機関の受付で「麻しん風しん第2期」を実施するにあたり、母子健康手帳で前回の接種間隔を確認し接種間隔には問題はなかった。その後、医師による診察の結果、健康状態にも問題はなく接種が可能と判断された。

エ 接種するにあたり、看護師がワクチンを冷蔵庫から取りだし看護師2名でワクチン名、用量は確認したが、有効期限は確認しなかった。医師もワクチン名、用量は確認したが、有効期限は確認しなかった。いつも予約が入ってからワクチンを発注するため有効期限が切れているかもしれないという認識がなかった。

オ 接種後、予診票、母子健康手帳、カルテへワクチン名、ロット番号、有効期限が記入されているシールを貼る際も有効期限が切れていたことに気づかなかった。

カ 9月10日に医療機関から8月分の予診票を取りまとめ、市役所へ提出。

キ 9月24日に市が入力作業中、8月12日に接種しているのに有効期限が8月5日になっており、有効期限切れのワクチンを接種したことに気づき、過誤が発覚した。

市で女児の母親に健康状態を確認したところ、健康状態は良好であり、異常は認められなかった。

ク 9月25日に市、医療機関と該当女児の自宅へ訪問する。女児の健康状態を確認したところ、健康状態は良好であり、異常は認められなかった。今後も女児の健康状態の把握を定期的実施していく。また、接種した医師より、接種後6週間頃に抗体検査を行い、抗体価が高くなければ、再接種した方がいいことを保護者へ説明し、同意される。

7 過誤の原因

(1) 医療機関でのワクチンの有効期限の確認が不十分だったこと。

8 今後の再発防止策

- (1) 市内医療機関へ再発防止の周知文を9月26日付けで送付する。
- (2) 医療機関から市へ提出された予診票の有効期限、接種日の確認を速やかに行うことを徹底する。
- (3) 医療機関への指導及び過誤防止の研修会を開催し、ワクチン名、量だけでなく有効期限の確認の徹底を実施する。

【用語解説】

<麻しん風しん混合ワクチン>

弱毒生麻疹ウイルスをニワトリ胚培養細胞で増殖させ、また、弱毒生風疹ウイルスをウズラ胚培養細胞、又はウサギ腎培養細胞で増殖させ、得られたウイルス液に安定剤等を加え、混合し凍結乾燥したワクチンです。

- ・第1期は1歳から2歳の間が対象です。
- ・第2期は5歳以上7歳未満で小学校就学前の1年間（4月1日から3月31日まで）が対象です。



(連絡先)

健康福祉部 健康づくり推進課

担当：鬼塚課長、桑畑主幹

電話：0969-28-3376

FAX：0969-56-3307

